

平成 29 年 1 月 31 日

京都府公共事業評価に係る第三者委員会 御中

意見対象事業：

京都スタジアム（仮称）整備事業

意見提出者の住所・氏名：

東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
公益財団法人日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん)
※団体としての意見提出

意見：

意見の陳述に先立ち、平成 28 年 4 月 27 日に「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」の村上座長から提出された「アユモドキ等の自然環境と共生する亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）の整備について（座長提言）」を受け、京都府、亀岡市及び地元関係者の皆様により真摯なご検討・ご調整等がなされ、スタジアムの建設位置が亀岡駅北土地地区画整理事業地へと変更されたことに対して、まず深く敬意を表します。

その上で、スタジアムについて、本体工事へと進むことに対しては、科学的な検討及び評価をなお待つ必要があるとの考えから、以下の意見を提出させていただきます。ご検討等の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

意見 1. アユモドキの生息場スケールでの地下水流動に関して、アユモドキの生息に支障を来すような影響が生じないとの科学的な評価結果がまだ得られていません。評価調書には「工事期間中並びに工事完成後においても、施設によるアユモドキ等の自然環境への影響を監視するモニタリング調査を継続し、万一に影響が認められた場合は、直ちに専門家の助言・指導を受けて対策を検討し、関係機関と連携して実施する」とあります。しかし、本体工事が着手されてしまった後の段階では、基礎構造の変更などの対策は採用できず、アユモドキの存続を図ることが不可能になってしまうおそれがあります。本体工事の着手については、科学的な検討・評価を待つ必要があります。

意見 2. 評価調書に「公有地化された現公園用地エリアを中心として・・・広域的な視点も含めて関係者が連携してアユモドキの保全対策にしっかり取り組む」とあります。しかし、様々な必要な対策について誰がいつまでにどのような形で取り組むのかという具体的なロードマップがまだ示されていません。スタジアム建設だけが拙速に進められている印象があり、アユモドキの総合的な保全対策について、並行して、目に見える形で進める必要があります。

以上